

## 園における園児への投薬について

当園では、受診して医師が指示・処方した薬で、やむなく保育時間中の投薬が必要になった場合に保護者の依頼に基づいて投薬いたします。万全を期してはおりますが、誤飲を予防するためにも、保護者の皆様には慎重な対応をお願いいたします。園に通っていることを医師に伝え、朝夕2回のご家庭でのみの投薬が可能かをご相談ください。やむを得ず園での投薬を希望される場合は、下記の通り徹底させていただきますのでご了承ください。

園で預かることができる薬	医師が指示・処方した薬(今現在の症状で処方された薬のみ)
園での預かりの条件	①1回分のみを分けた状態(塗薬と目薬はそのままです) ②1個ずつに必ず氏名(フルネーム)を記入 ③2個以上の場合はセロテープやビニール袋でひとまとめにする
条件付きで預かることができる薬	熱性けいれんやてんかん等の持病をお持ちのお子さまに関しては、主治医の指示のもと緊急の場合に備えて座薬(抗けいれん剤)をお預かりいたします。(医師の診断書が必要です)
園で預かることができない薬	医師が処方した薬以外の薬(市販薬)はお預かりできません。また医師の処方によるものでも頓服薬(解熱剤など)は原則としてお預かりできません。
薬の預け方	投薬依頼書とともに必ず手渡しで職員に預けてください。(バッグの中に入ったままの薬は投薬できませんのでご了承ください)
投薬依頼書(受付においてあります)	毎回、薬と一緒に提出して下さい。記入漏れがある時は、投薬できない場合がありますのでご注意ください。

※気管支拡張テープを使用して登園される場合は必ず担任にお知らせください。気管支拡張テープには記名をお願いいたします。はがれてしまった場合は園で処分させていただきますのでご了承ください。